

## 国民健康保険のお知らせ

# 4月から国民健康保険制度が変わりました。

平成29年の広報みさと9月号でお知らせしました新しい国民健康保険制度が、4月からスタートしました。今回は変更内容について、詳しくお知らせします。

国民健康保険は平成29年度まで、市町村それぞれが保険者となって運営していましたが、平成30年度からは、埼玉県と市町村が共同保険者となり、役割分担をして運営を行うことになりました。

### 【埼玉県の役割】

財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営などの中心的な役割を担います。  
 ◎市町村ごとの納付金を決定、標準保険税率の算定や公表  
 ◎給付に必要な費用を市町村に交付 など

### 【美里町の役割】

国保加入者の皆さまの身近な窓口としての役割をこれまでどおり行います。  
 ◎国保に関する各届出や保険証などの発行  
 ◎保健事業（特定健康診査など）  
 ◎保険税率などの決定、賦課・徴収 など  
 ※各手続きの方法に変更はありません。

### 変更点

#### 1 保険証などの様式が一部変更になります。

国民健康保険被保険者証や高齢受給者証、限度額適用認定証などの名称に「埼玉県」が追加表示されるなど、表記が一部変更になります。病院など医療機関での使用に変更はありません。

※保険証などの様式変更は一斉更新時に行いますので、有効期限が満了するまでの間は、現在お持ちの保険証などをそのまま使用してください。

#### 2 高額療養費の多数回該当が県内で引き継がれます。

高額療養費の多数回該当は、過去12か月以内に高額療養費の該当が4回以上あった場合、自己負担限度額が引き下げられる制度です。平成29年度までは町外へ転出した場合、該当回数がりセットされていました。

平成30年度からは埼玉県内での転居（住所異動）の場合は、前住所地での該当回数が引き継がれます。

※世帯構成が変更になると、引き継がれない場合もあります。

問合せ＝住民福祉健康課 保険年金係 ☎76 - 1366

町では5月と9月はあいさつ・ありがとう重点推進月間として、あいさつ・ありがとう運動を推進します。

## さあ今こそ！ 元気なあいさつで 明るい社会をつくろうよ

地域で！ 学校で！ 職場で！

人とのつながりも、子どもの教育も、地域の安全も、全てはあいさつからはじまるよ。

### 「ありがとう！」は魔法の言葉

お母さんに、お父さんに、家族に、お友だちに、みんなに…ありがとう！

「ありがとう運動」は家庭、学校、地域、大人とこどもの心をつなぐ運動です。

主唱：美里町・美里町教育委員会・区長会

問合せ＝住民福祉健康課 住民福祉係 ☎76 - 5132



# 5月は軽自動車税・固定資産税(第1期)の納期です

**納期は5月31日(木)**  
**コンビニでも納められます**

5月は軽自動車税・固定資産税(第1期)の納期です。忘れずに、5月31日(木)までに納めましょう。

**軽自動車税には減免制度があります**

身体に障害があるかたなどが所有する軽自動車については、税の減免制度があります。

申請は毎年必要になりますので、減免を受けようとするかたはお早めに総務課 税務係へ申請してください。

■申請期限 5月31日(木)まで

■持参するもの

- ① 印鑑(認印可)
- ② 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか(コピー不可)
- ③ 運転者のかたの運転免許証
- ④ 自動車検査証または軽自動車届出済証

	申請者	
	納税義務者本人	代理人
番号確認 (いずれか1点)	○個人番号カードの提示 ○通知カードの提示 ○個人番号が記載された住民票の提示	○納税義務者のかたの個人番号カードの写しの提出 ○納税義務者のかたの通知カードの写しの提出 ○納税義務者のかたの個人番号が記載された住民票の写しの提出
身元(実存)確認	○顔写真入りの身分証明書の提示(個人番号カード、運転免許証、パスポートなど)	○代理人のかたの顔写真入りの身分証明書の提示(個人番号カード、運転免許証、パスポートなど)
代理権の確認	—	○委任状(任意代理人の場合)の提出 ○戸籍謄本(法定代理人の場合)の提出 ※同一世帯の親族のかたが代理で申告する場合は、委任状は不要です。

※自動車税の減免は、障害があるかた1名につき1台に限られます。既に普通自動車税の減免を受けているかたは、重複して軽自動車税の減免は受けられません。また、障害の程度によっては減免を受けられない場合があります。

**減免申請にはマイナンバーが必要です**

⑤ 納税通知書  
 ⑥ 納税義務者のかた(法人を除く)の個人番号確認および身元確認書類

減免申請を行う場合、個人番号(マイナンバー)または法人番号の記入が必要となります。  
 個人のかたが個人番号を記載した申請書を提出する際は、本人確認(番号確認および身元(実存)確認)が必要となるため、左表に記載された本人

**軽自動車の廃車・売却をしたが、納税通知書が届いたときは…**

既に廃車手続きや車両を売却したにもかかわらず軽自動車税が課税されている場合は、総務課 税務係までご連絡ください。

問合せ＝総務課 税務係  
 ☎76 - 5131

## 県税事務所からのお知らせ 5月は自動車税の納期です

埼玉県の自動車税は金融機関のほか、コンビニでも納められます。忘れずに、5月31日(木)までに納めましょう。



※自動車税全般に関すること、住所変更、納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンター(☎050-3786-1222)へご連絡ください。